

高層建築物等変更届 届出要領

高層建築物等変更届	
総務大臣 殿	令和 年 月 日
	住所 氏名 注① 押印不要
高層建築物等について、 年 月 日届け出た事項を次のとおり変更するので、	
注②	
○ 第二条の三第二項 電波法第二条の三第六項の規定により、(別紙の図面を添えて)届けます。 第二条の四第二項	
1 建築主住所氏名	
住所 氏名 注①	電話 番
2 届出済みの設置場所の位置(地名・地番)	
3 変更の内容(新旧対照を含む。)	
4 その他参考となる事項	
・本件連絡先 所属： 担当者名： 電話番号： 住所：〒 ・その他備考：	

注①

- ・住所:本店又は主たる事務所の所在地
- ・氏名:商号又は名称、代表者の役職及び氏名
- ・建築主が複数の場合は、全ての住所、氏名の記載が必要。
- ・住所氏名が変更となる場合は、変更後の建築主住所氏名を記載。

注②

一番上の「第二条の三第二項」に丸をしてください。高層建築物計画届の変更または総務省から届出を命じられた場合はお問合せください。

都道府県から、地名地番を記載

例: 建築主住所氏名

旧) ○×株式会社

新) 株式会社△□

高層建築物の高さ

旧) 地表高45m、海拔高60m

新) 地表高40m、海拔高55m

仮設物の使用

旧) 未定

新) GL113m

連絡先は名刺添付でも可

A4版

【添付書類】

・高さが変わる場合、位置が変わる場合、高層建築物の形状が変わる場合

変更になる添付図面全て

・建築主、工事請負人住所氏名等、仮設物(クレーン等)の使用が変わる場合

不要

【判定結果の通知】

・通知書は基本的には発給していません。

ただし、仮設物(クレーン)や高層建築物等の高さ・位置が変更になり、判定結果が変わった場合に限り

通知書を発給しております。

【提出方法】

・窓口又は郵送でのご提出をお願いします。

・提出部数は、高層建築物ごとに1部をご用意ください。

副本の返却を希望する場合は添付書類含め2部をご用意ください(地形図は正本にのみ添付で可)。

押印、委任状は不要です。

・本届出書は信書に該当することから、必ず郵便又は信書便で送付してください。

宅配便やメール便並びに郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

【提出先、お問合せ先】

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階

関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課 電波伝搬障害担当

電話:03-6238-1763 (平日9時から17時(12時から13時を除く)) **【予約不要】**

届出書様式のダウンロード先

関東総合通信局HP 『電波伝搬障害防止制度:各種届出書のダウンロード』

(<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/other/koso/info/dl/koso.html>)

